



Wave

ウェーブ

No.14

発行：全国司法書士女性会

事務局：司法書士法人 鶴川事務所 内

〒569-1117

大阪府高槻市天神町1-8-2

寺本ビル2階

TEL: 072-683-0283

FAX: 072-683-8305

全国司法書士女性会 お問い合わせ先 e-mail: takatsuki@office-ukawa.jp 全国司法書士女性会 ホームページ <http://shihosyoshi-joseikai.com>

私達の声は、大きな波となり、願いが叶う日がきっと来る！



研修会のお知らせ

- ・第25回 各士業女性合同研修会【令和5年9月30日(土)】
- ・全国司法書士女性の集い研修会【令和5年10月21日(土)】
- ・成年後見研修会【令和5年12月2日(土)】

詳しくは、最後のページをご覧ください

1、京都タワー

18歳の時、同志社大学入学のため、京都駅に降り立った。見上げると、そこに京都タワーがあった。荷物をいっぱい抱えていた。

大学生のアルバイトでバスガイドをしていたときには、清水寺からの帰り、清水寺の五条坂からライトアップされた蝋燭の形をした京都タワーが見えた。お客様に説明をしつつ、今日一日おせわになりましたと挨拶をし、別れることになる。1日1日は確実に過ぎていく。18歳の私にも、老人の私にも。いつもこころを癒してくれる京都タワーさん、ありがとう。

今年の全国司法書士女性会は秋に集いを京都で開催の予定です。どうぞ、京都タワーをご覧方々、研修にご参加ください。テーマは、経営学の予定です。また、大徳寺黄梅院でのお食事会も、翌日企画中です。

2、子育てと仕事の両立

私事ですが、子育てと仕事と両方こなしていたときは苦しい日々でした。子育ては、待ったなしです。子供が熱を出すのは当たり前、怪我で入院しても、仕方ない。

仕事も待ったなしです。どうすればいいか。日々悩み、いつまで続くのかと何度もため息をついた。

これからのママさんたちには、周りの人々や、企業、政府の応援を存分に受けてほしいと思う。

周りに相談できる人はたくさんいてほしい。私にも聞いてくださいね。

娘には、今になって、「ママの子育てはネグレクトの親とい

うのよ」となじられてますが。

3、親の介護と税金

介護保険制度ができたとき、私は3人の子を保育園に預け仕事をしていた。

もちろん、お金もない。介護保険は理解できるけど、保育料の補助もしていただけたらと考えていた。

ところが、当時元気だった両親は、介護保険に頼る以外方法がない時期にきた。あのとき頑張ってくれていた、本沢教授に手を合わせて感謝している。この制度にどれほど助けてもらっていることか。

しかし、保育料を保険というのはやはりしっくり馴染まないもので、ここは、税金しかないのでしょう。

介護保険は、元気なお年をめした私たちが支払う。でも、保育料は特定の人が払えない。やっぱり、税金だね。

でも。もう少し早く、子育て支援をしてくれてもよかったと私も思う。

4、仕事

今日は、大阪市内でお客さまにお会いしに行く。明日は、お取引に行く。仕事があることはありがたいと思う。さしてお金持ちでもない私にとって、一つの仕事のありがたみは人一倍です。感謝して、丁寧な仕事を心がける。

終わったら、また何かあればと声がけをして別れる。これも、人生の一期一会です。

5、今私がしなくてはいけないこと

女性会の存在自体を知ってほしい。女性の弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士、司法書士の女性が秋に大阪弁護士会に集い、テーマを変えて研修をする。

人との交流の中で、自分を助けてくれる専門家と出会ってほしい。

今年は、9月30日1時から大阪弁護士会で開催予定です。テーマは、弁理士担当で、フェムテックです。

6、選択的夫婦別姓制度の早期実現

先日、少子化担当大臣の小倉さんに弁護士、税理士とともに、選択的夫婦別姓の早期実現の要望書を手渡しした。一部の議員の反対のために、法案が出せないらしい。結婚したい若い夫婦の後押しをしてほしいと願うばかりです。

全国司法書士女性会 会長 鵜川 智子

小倉担当大臣との面談記録

日本女性法律家協会 会長 佐貫 葉子

- 1 日時 2023年1月19日(木) 13:50~14:15
- 2 場所 内閣府少子化担当大臣室
- 3 面談者 全国女性税理士連盟西原千景会長、同毛利麻子前会長、全国司法書士女性会鵜川智子会長、日本女性法律家協会佐貫葉子会長

小倉大臣は、別姓賛成派で関連情報に精通しているようであった。今般、岸田内閣は、異次元の少子化対策を打ち出しており、それにはジェンダー平等とダイバーシティの推進が必須である。選択的夫婦別姓制は、伝統的家族観から脱却し、多様な家族を認めるための基本中の基本の政策であり、大きなチャンスと考えられる。後は、果断な政治決断が望まれる。



1994年4月に弁護士登録し、同年11月に長男を、1997年11月に次男を出産しました。半年程度の育休を経て事務所へ戻ると、週2回、シッターさんをお願いし、私が週2回、配偶者が週1回、保育所・学童のお迎えから夕食、寝かしつけました。

シッターさんには、①元幼稚園の先生、元保母さんが結婚退職し、ご自身のお子さんが生まれるまで、シッターさんになられた方、②子ども好きの女子大生さん、③ご自身の育児が終わられた専業主婦さんがおられました。

元幼稚園の先生・保母さんは子どもと遊ぶのはとても上手で子どもたちは喜びましたが、子どもらの発熱には対応不可でした。幼稚園・保育所とも病児は登園せず、対応経験がなかったためでした。

子ども好きの女子大生さんは、子どもとよく遊んでくれましたが、21時過ぎに帰宅した私が冷蔵庫を覗くと用意した食事を子どもに食べさせておらず、ちょっとびっくりして、シッター会社へ連絡し、交代してもらいました。

ご自身の育児が終わられ、ご主人も海外赴任中で、シッターを始められた専業主婦の伊藤さん(仮名)には、長男が3歳の頃から10年以上、お世話になりました。私が子どもの夕食として用意した冷凍食品チンチン料理を見かねて子どもらの夕食を用意してくれるようになりました。その夕食があまりに美味しそうであったため、お願いして有償で親の分も用意してもらおうようになりました。朝、息子らに、「今日のお迎えは

誰?」と聞かれ、伊藤さんなら大喜び、ママだとながかりされました。保育所の先生に、「伊藤さんに来てもらえるようになって、本当によかったわね。飯島さんのところはお父さんもお母さんも仕事が忙しくて、育児が片手間で、親戚のお兄さんかお姉さんのように子どもに接していたでしょう。子どもは何をしても自分を受け止めてくれる存在がいて初めて安心して大きくなるから、飯島さんのところは大きくなったらグレるのではと心配していたの。それが、伊藤さんに来てもらい、何をしても受け止めてくれる存在が出来て、これなら大丈夫と思ったわよ。」としみじみ言われました。

伊藤さんに来てもらう前は、子どもの発熱時に病児保育を利用したり、義母や私の母に来てもらいました。米国留学時は米国赴任歴のある私の両親に来てもらいました。我が家に1年間ホームステイしたドイツ系アメリカ人大学生くんや、3か月ホームステイした台湾系アメリカ人母子も育児に巻き込みました。夏休み等、学校の長期休みには、夫や私の実家へ息子らを数週間単位で送り込みました。

子育て中はいつも何かに追い立てられているように感じましたが、気が付くと、二人とも大きくなってしまい、「あの電柱の向こうから、かわいかった小学生の息子らが走って出て来ないかしら。」等とすることがあります。

数年前に実父母を亡くし、子育ても(わずかながらの)介護経験も相続も、自分の体験が仕事に生きていることを実感します。



今回、各士業女性合同研修会で一緒に全国司法書士女性会会長の鶴川智子先生から、「里親」について寄稿するという依頼により、私の里親としての拙い体験談と里親制度について執筆させて頂きました。

1. 体験談

①里親としてのプロフィール

私は現在、大阪府認定の養育里親(通称、「はぐくみホーム」)をしています。里親としての経歴は、2004年に夫とともに短期里親(週末里親)として大阪府に登録し、児童養護施設にいる9歳の男児の週末里親を始め、その子が高校生になったのを機に養育里親として里子と同居し、20歳まで里親受託を継続しました。さらに、その後、里子が就労し24歳で独り暮らしをしたいと言い出すまで我が家に居候させ、巣立ちを見守りました。

また、私は大阪府池田子ども家庭センター(いわゆる児童相談所)の管轄にある「わかば会」の会員として、里親会の活動を通して里親制度の広報・啓蒙活動に努めています。そこでの体験発表では、「私は、実子の代わりに里子を育てたのではなく、里子が将来いわれのない差別を受けて傷ついたとしても、帰る場所があることで、安心して生きて欲しいと思って里親になったので、実親とは違った立場で、一緒に生きる仲間として接していきたい」と里親としての信条を話しています。

②里親になるきっかけ

私が里親になるきっかけは、結婚で住んだ豊中市広報で最初に目に飛び込んだ「大阪府池田子ども家庭センター里親募集」を見て、「うん、これだ!」と思ったことでした。私自身、早くに母親を亡くしましたが、幸い親のように甘えられる人たちに恵まれ、他人でも家族のようにお互いを「信頼」しあえる関係になれるという経験から、親がいなるといわれのない差別を受けやすい境遇の子どものために、何か役立ちたいと思ったからでした。

③週末里親として

当初はあまり乗り気でなかった旦那でしたが、里子が来る毎週金曜日の夜は仕事を早く切り上げていそいそと迎えに行き、世の父親よりよほどまめまめしく里子の世話をしていました。一方、里子は、我が家に来た当初は借りてきた猫のようなおとなしさで、ずっと私達の反応の様子見していました。それは彼が身につけた処世術として、他人からの愛情に用心深かったのかもしれません。里子には、「本当の親だけでなく、親のように頼れる人が何人いてもいいんだよ」と言い聞かせるとともに、「一緒にお母さんを探そうな!」と約束し、「一緒に生きる仲間」として接してきました。

④里親の心構え

児童養護施設の先生からは、「施設は今いる子どもにどう

してもかかりきりになるので、卒園後の子どものフォローに手が回らない。また、施設には子どもが多いため、どうしても1人1人の子どもに十分に目が届かないことや若い先生が多いこともあり、先生が必ずしも親代わりを十分果たしてあげられないのです。それゆえ、里親さんは縁あって家に来る里子に特別なことをしようと思うのではなくて、その子の心の隙間の寂しさにそっと寄り添ってあげてください。」とアドバイスされました。

⑤養育里親として

里子が高校生になり、学校に近いからと本人の希望で、毎日一緒に生活する養育里親になりました。里子は、最初は施設と生活リズムが違おうし、初めての高校生活に緊張していましたが、すぐに慣れました。週末里親の時は、通常の躰は施設まかせでしたが、毎日暮らすようになると、登校拒否で通信制高校に転校や専門学校を中退して就職など、巣立つまで途中いろいろと事件はありました。でもその大変さは思春期の子供を持つ他の親と同じだったと思います。今となれば、大変さ以上に、里子の成長が見られて楽しかったと言えます。

⑥現在

最初の里子が無事巣立ち、今後は平穏な日々と思ったらすぐにまた1人委託を頼まれ、現在は女兒の養育里親をしています。思春期の女子の相手もなかなか大変です(笑)。

2. 里親制度

まずは、厚生労働省のHPから抜粋です。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 社会的養護 > 里親制度等について

里親制度等について

・里親制度の概要

里親制度は、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

広げよう「里親」の輪(里親制度特設サイト)

<http://globe.asahi.com/globe/extra/satooyanowa/index.html>

・里親制度等の意義

日本では様々な事情で親と暮らすことができない子どもが約4万2千人います。そうした子どもは都道府県が保護し、乳児院や児童養護施設、里親家庭やファミリーホームなどのさまざまな場所で生活しています。

子どもが成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着形成がとても重要です。そのため、より多くの子ども達が家庭と同じような環境で生活することができる里親やファミリーホームにおける養育を推進しています。

里親制度に関することや、実際の里親や里親家庭で育った方の記事が上記特設サイトで掲載されています。是非アクセスしてみてください。

次に、大阪府のHPから抜粋です。
ホーム > 福祉・子育て > 子ども・家庭 > 大阪府子ども家庭センター > 里親について知りたい

あなたの家庭を求めています。

子どもは、親の深い愛情につつまれて、家庭ですこやかに育つことが望まれています。

しかし、さまざまな事情で家庭を離れて生活しなければならない子どもたちがたくさんいるのが現状です。

そうした子どもたちを家庭に受け入れて、深い愛情と正しい理解を持って育ててくださる方を「里親」といいます。

今、子どもたちがすこやかに育つために、あなたの家庭を求めています。

【はぐみホーム】(養育里親の大阪府における愛称です)
事情があつて家庭で育てられない子どもを、家庭に戻るまでの間や自立するまでの間の一定期間、家庭で育ててくだ

さる方。

【養子縁組】

親が養育できない子どもを養子縁組することを前提に育ててくださる方。

【親族里親】

両親が死亡、行方不明等の事情により子どもを養育できなくなった時、祖父母・兄弟など子どもの親族で、養育してくださる方。

【専門里親】

養育里親の内、虐待、非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもに対し、経験と専門知識を生かし、家庭で養育してくださる方。

(一定の要件と専門里親養成研修が必要です。)

【週末里親】

児童養護施設等で生活する子どもを週末や夏休み等に家庭で過ごさせてくださる方。

お問い合わせは、

家庭養護促進協会(電話:06-6762-5239)まで

以上、長々と書きましたが、皆様に「里親および里親制度」に関心を持って頂き、その中の1人でも「里親」をやってみようと思っていいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

第24回各士業女性合同研修会『成果につなげるテレワークの取組と課題』セミナー開催報告

ダイバーシティ推進委員会 女性会計士専門委員会 宮口 亜希

日 時：2022年10月1日(土)13:00~16:00

開催方法：Zoomウェビナー

テ マ：成果につなげるテレワークの取組と課題

講 師：

【講演】平石 卓 氏(積水ハウス株式会社ITデザイン部IT戦略室長)

永津 英子 氏(デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社
パートナー兼執行役)

【報告】嶋 祐香 氏(弁護士)、今中 明子 氏(税理士)、中田 圭子 氏(社会保険労務士)

はじめに

2020年の春から始まった新型コロナウイルス感染症拡大ですが、いまだ終息はみず、Withコロナに向けた取り組みを企業、監査法人、個人事務所、個々人等々、それぞれの立場で進められていると思います。今回の研修は同感染症拡大によって一気に進んだといわれる「テレワーク」をテーマに実施しました。

さて、この各士業女性合同研修会ですが、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、弁理士、公認会計士で企画・運営を行っており、今年で24回目(24年目!)を迎えます。一昨年より、リアル開催ではなくZoomを使ったオンライン研

会となり、関西圏のみならず全国から視聴いただいております。今年は約130名の方にご参加いただきました。

研修会第1部「大企業の視点から」

積水ハウスの平石様は、企業内のIT担当を歴任されています。セキュリティ面やテレワークにおける住環境の大切さなどハウスメーカーならではの話を伺えました。セキュリティ度が高く、使いまわし(?)がきくパスワードの作り方などは大変興味深かったです。

セキュリティ:3つだけやれば8割がたりリスクは排除できる

ノートPC・タブレットに情報を残さない

例)クラウドストレージの利用 OneDrive、GoogleDriver、BOX

メールの添付ファイルやURLは必ず疑う

パスワードは長ければ長いほどよい 最低12文字

例)おすすめパスワードの設定の仕方 (MugiaXinako6Le03a+)

デロイトの永津様からは、社内のテレワークへの取組や、テレワークにまつわる女性対象のアンケート調査結果の紹介とその考察についてお話をいただきました。

テレワークにおいては、

○自らのWell-beingが最も大事！心身の健康管理が重要！自分ファーストで考える！

○やり方や効率は人・状況によってそれぞれなので、状況に応じての対応が必要と締めくくられていました。

研修会第2部「法律的観点及び個人事務所の視点から」

嶋佑香弁護士からは、テレワークにおける法的対応について、よくある相談をQ&A方式でお話をいただきました。今中明子税理士はご自身の税理士事務所を例に、事務所スタッフである女性スーパーパートタイマー(!)のワークシェアリング状況や、使用しているソフト、テレワークツールの紹介、事業主としての心得などをお話をいただきました。中田圭子社会保険労務士にはテレワーク導入のきっかけ、テレワークの必要性、具体的な導入方法等をお話をいただきました。

受講の感想

今回のセミナーで、準備や当日の運営に携わっていただいたダイバーシティ推進委員会の森野久美副委員長に各講演の感想をいただきました。

平石氏：

テレワークが住環境に左右されるというのは実感しました。コロナ直後はテレワークできる環境を設定できず、腰を痛めたりしていましたが、デスクとセカンドモニターなど、働く環境を整えられたことでテレワークのストレスもなくなりました。講演でご紹介いただいた画像が素敵だったので、部屋を整理して、リフレッシュもできる環境の改善もできれどと思いました。

パスワードの設定については利便性を優先してきましたが、セキュリティ重視の視について自省しました。また、添付ファイルについては、一呼吸おいてメールの授受の経緯との整合性を確認するというポイントで今後気を付けようと思います。

永津氏：

リモートワーク時のストレスを緩和するためにはネットワークやコミュニケーションが重要であるということについては、チームで働くときにより意識して、階層別にケアをしていこうと思いました。また、管理職としては組織の構成員のウェルビーイングのために、自分も大事にするという視点を意識していきたいと思いました。

弁護士 嶋氏：

FAQ方式で法律的なテレワークの背景をわかりやすく整理できました。テレワークの開始当初は監査法人でも試行錯誤しながら順次ツールや機器の設定がありましたが、

小さなところから始められるテレワークを経営者として悩みながら取り組まれたことをお聞きし、環境を整えてもらう側の立場として改めて周囲の人に感謝しなければと思いました。

税理士 今井氏：

テレワークの各種取り組みの背景に、働かれている方の要望に応えることで色々な方が働ける環境づくりにつながっていることを理解できました。

社会保険労務士 中田氏：

背景の違いをお互いに理解しあい、「謝らなくてもいい」働き方ができる環境づくりという強い思いが素晴らしいと感じました。会計士の業界でも女性が働き続けられる環境づくりは課題ですが、「謝らなくてもいい」というのは、だれにもわかりやすい素敵な言葉だと思います。自分が同じ立場になったら、という想像力をつけていきたいと思っています。

オンライン懇親会

研修会の後、Zoomのブレイクアウト機能を使って5~6名の小部屋に分かれて、セミナーの感想や現況など、ざっくばらんに懇談を行いました。ある参加者の方からは、小規模な事務所で年代もばらばら、温度差もまちまちで、テレワークはあきらめかけていたけれど、セミナーを聞いてもう一度チャレンジをしようと思った、と前向きな意見もお聞きできました。セミナーを聞いて新しい気づきを得ていただけると、企画側としてもとてもうれしく思います。懇親会の最後は、北山久恵前近畿会会長の挨拶で締めくくられました。

同研修会は、一つのテーマを各士業の切り口で掘り下げていくといったところに面白さがあり、また士業間の交流のきっかけにもなります。来年は25回目(四半世紀!)、面白くためになるセミナーに期待が高まります。

第23回全国司法書士女性会総会の研修会は、司法書士制度150周年記念「これからの司法書士」と題して、日本司法書士会連合会 里村美喜夫副会長を講師にお迎えしました。レジュメに沿い、使用した資料の概略とともにご報告をします。

はじめに

・周囲を見渡してみると

資料1「法務省デジタル・ガバメント中長期計画 令和4年(2022年)9月30日法務省デジタル・ガバメント推進会議決定」
司法書士業務に関係し注目する箇所抜粋。

1 基本事項

計画期間：令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

現状と課題：法務省においては、国民の取引の安全と円滑に資する登記制度に関する業務、国民の国籍及び身分関係を公証する戸籍制度に関する業務 など これらの業務を行う上で必要となる情報システムを整備しているところ。「重点計画」等において挙げられている施策として、行政手続におけるキャッシュレス化の推進、司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化、行政手続等における戸籍謄本等の添付省略、登記情報等の行政機関間連携など

2 デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(2)「重点計画」に記載されている事項に係るシステム整備等
ア 国民に対する行政サービスのデジタル化

(ア)各種免許、国家資格等のデジタル化の推進

①司法試験及び司法試験予備試験のオンライン出願等の推進

②司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化

③司法書士試験、土地家屋調査士試験等のデジタル化の推進

現状と課題：司法書士試験、簡裁訴訟代理等能力認定考査、などの出願手続や、司法書士名簿などの登録に係る申請手続は、書面のみで行われ、手数料又は登録免許税の納付も収入印紙によっている。出願及び登録申請並びに手数料又は登録免許税の納付について、利便性の向上及び事務の効率化のため、オンライン化を検討する必要がある。

目標・取組：デジタル庁が令和6年度(2024年度)に運用の開始を予定している「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」に参画し、オンラインによる出願及び登録申請並びに手数料又は登録免許税の納付の実現を検討。

(ウ)マイナンバー制度の活用による養育費の支払確保の実現
(エ)死亡・相続ワンストップサービスの推進

目標・取組：死亡・相続ワンストップサービスに係る制度を所管する府省と連携し、デジタル庁における戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策の検討に協力。令和7年(2025年)までに死亡に関する手続のオンラインでの完結を目指す。

戸籍情報連携システムを新規に整備し、令和5年度

(2023年度)末以降、戸籍に関する情報の連携等を可能とする仕組みを順次構築するための準備を着実に進める。

死亡に関する手続(死亡届及び死亡診断書(死体検案書)の提出)をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、デジタル庁及び厚生労働省が主体となって令和3年度(2021年度)から実施している実証実験を基にした社会実装に向けた課題の整理に、関係府省庁として法務省も協力。
(オ)旅券申請のオンライン化に係る戸籍謄本の添付省略の実現

目標・取組：令和6年度(2024年度)までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付の省略の実現を図る。

(カ)在留関係手続のデジタル化

(キ)入国手続等のデジタル化

イ 暮らしのデジタル化—登記情報の行政機関間相互連携

目標・取組：行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続にかかる負担を軽減。

ウ 規制改革—自筆証書遺言制度のデジタル化

目標・取組：自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、令和4年度(2022年度)中に検討を開始し、令和5年度(2023年度)中を目途に一定の結論を得る。デジタル技術活用の方策を検討するために、速やかに各種調査(ニーズ調査及び海外法制調査)を実施する予定。

エ 国の情報システムの刷新

(ウ)デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進—登記情報システム

目標・取組：行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を軽減。

(エ)手続等の更なるデジタル化

⑤商業登記電子証明書の利便性向上

現状と課題：商業登記電子証明書は、ファイル形式の署名鍵を利用者の特定の端末に保存し、同端末上で電子文書に電子署名を付与する仕組みとなっているが、利用者が署名鍵を作成する必要がある、Windows端末でしか利用することができないことに加え、利用者のローカル上の端末でしか利用できず、リモートワーク等を含む多様な環境における利用を可能とすることが必要。

目標・取組：商業登記電子証明書をを用いた電子署名について、利用者の利便性の向上の観点から、リモート署名方式の導入等の検討を行い、令和4年度(2022年度)中にその方向性について結論を得る。

⑥マイナンバーカードにローマ字氏名を表記できるようにする戸籍法制の見直し

現状と課題：令和6年(2024年)からのマイナンバーカードの海外利用に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備しなければならないとされており、戸籍法制の見直しを迅速に行い、個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備する必要。

目標・取組：令和6年度(2024年度)を目途に、戸籍法制の見直しの実現を図る。

⑦行政手続におけるキャッシュレス化の推進

(秘書課) **現状と課題** 行政文書開示請求手続等の各種手続に係る手数料の納付方法について、現在、収入印紙による納付に限られており、キャッシュレス化が実現できていない。

目標・取組：収入印紙を購入・貼付した上で、申請等を行う場合があるところ、申請に際し、オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付が幅広く可能となるよう、デジタル庁の検討を踏まえつつ、法務行政におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるための検討を進める。

(民事局)

現状と課題：登記事項証明書の交付手数料を始め、法務局の窓口における手続の手数料等の納付方法については、その多くが収入印紙による。

目標・取組：デジタル庁の検討を踏まえつつ、法務局における窓口キャッシュレスの導入に向けた検討を進めていく。

オ 地方の情報システムの刷新一戸籍システムの標準仕様書の見直し

目標・取組 令和7年度(2025年度)までに、標準準拠システムへ移行できるように環境を整備。

キ その他一訴訟行政のデジタル化

目標・取組：デジタル事件記録の整備、デジタル事件記録を活用したAI技術等の最新技術の整備等の施策の実施により、高度な裁判支援を実現し、DXの取組を推進。運用段階において、随時蓄積されたデータを活用し、AI機能を最適化するためのチューニングを実施する等、システム機能をより高度化するための取組を継続して行う。

司法書士が関係する省庁は広がる。

・法務省から国土交通省、さらに復興庁・財務省・農林水産省

1 司法書士制度の誕生から現在まで

江藤新平が初代司法卿となり、1872(明治5)年8月3日 裁判所構成法を成立させた。司法職務定制に代書人が誕生し、代書人制度は大正8年司法代書人と名称が改正、昭和10年司法書士と名称変更された。令和元年の司法書士法改正まで。

2 司法書士を取り巻く環境の変化

簡易裁判所代理権の付与 法律実務家への道

所有者不明土地解消の施策 司法書士の活用

資料2：第204回国会閣法第55号 附帯決議(令和3年

3月5日)

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

抜粋

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。

民法、不動産登記法の附帯決議として専門職者の積極的活用を規定。現在60歳以上の持ち家率は80%といわれ不動産の相続は重要事項。

東日本大震災と司法書士

資料3：月報司法書士2021年3月号NO.589「市民救援活動への期待と課題 ～被災地で活かされる司法書士の使命規定 ～東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から学ぶ～」日本司法書士会連合会理事(市民救援委員会委員長) 高橋文郎

福島県会 高橋会長(当時)の記事から地震発生当時の切迫した状況、里村美喜夫日司連専務理事(当時)のメール抜粋による連合会の対応、被災地の司法書士の在り方と支援活動など改めて考える。

所有者不明土地の解消と司法書士

資料4：民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要

法務省民事局 令和4年6月

抜粋

■民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)

■相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号) 令和3年4月21日成立

同月28日公布

【両法律の概要】所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直し

・登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し

令和6年4月1日施行

①相続登記の申請義務化

・相続人申告登記の創設などの負担軽減策・環境整備策をパッケージで併せて導入

○不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける(正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり)。

○相続登記の申請義務の実効性を確保するよう、以下のような環境整備策をパッケージで導入する。

登記の手続的な負担(資料収集等)を軽減 R6.4.1施行 相続人申告登記の新設

・相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を申し出る。

申請義務の履行手段の一つとする。(単独で申請可・添付書面も簡略化・非課税)→相続登記の申請義務を簡易に履行することが可能になる。※登記官がその者の氏名及び住所等を職権で登記する(持分は登記されない報告的登記)

登記手続の費用負担を軽減 既施行

登録免許税の負担軽減策の導入

(参考)R4年度税制改正の大綱

1 相続登記の登録免許税の免税措置の延長・拡充→100万円以下の全国の土地が対象になる。

2 改正不登法により創設された職権登記(相続人申告登記、住所等変更登記等)への非課税措置の導入

登記漏れの防止 R8.4までに施行

所有不動産記録証明制度の新設

・特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行→相続登記が必要な不動産の把握が容易になる。

※自己所有不動産の一般的確認方法としても利用可能

地方公共団体との連携

死亡届の提出者に対する相続登記の必要性に関する周知・啓発を要請など

※地方公共団体の作成する相続発生時に必要な手続の

チェックリストに相続登記の申請を追加するよう要請

登記名義人の死亡等の事実の公示 R8.4までに施行

○ 登記官が他の公的機関(住基ネットなど)から死亡等の情報を取得し、職権で登記に表示する(符号で表示)。→登記で登記名義人の死亡の有無の確認が可能になる。

②住所等の変更登記の申請義務化 R8.4までに施行

・他の公的機関(住基ネット等)から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする方策を併せて導入

○所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内にその変更登記の申請をすることを義務付ける(正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり)。

○他の公的機関から取得した情報に基づき、登記官が職権で変更登記をする新たな方策も導入する。→転居や本店移転等に伴う住所等の変更が簡便な手続で登記に反映される。

新たな方策の仕組み

・自然人の場合

1 登記申請の際には、氏名・住所のほか、生年月日等の「検索用情報」の申出を行う。

2 登記官が、検索用情報等を用いて住民基本台帳ネットワークシステムに対して照会し、所有権の登記名義人の氏名・住所等の異動情報を取得する。

3 登記官が、取得した情報に基づき、登記名義人に住所等の変更の登記をすることについて確認をとった上で、変更の登記をする(非課税)。

・法人の場合

1 法人が所有権の登記名義人となっている不動産について、会社法人等番号を登記事項に追加する。

2 商業・法人登記システムから不動産登記システムに対し、

名称や住所を変更した法人の情報を通知する。

3 取得した情報に基づき、登記官が変更の登記をする(非課税)。

・土地・建物等の利用に関する民法の見直し 令和5年4月1日 施行(利用の円滑化)

①財産管理制度の見直し

○所有者不明土地・建物の管理制度の創設

・個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度を創設する。※裁判所が管理命令を発令し、管理人を選任(裁判所の許可があれば売却も可)→所有者不明土地・建物の管理を効率化・合理化する。

○管理不全土地・建物の管理制度の創設

・所有者が土地・建物を管理せずこれを放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合に、管理人の選任を可能にする制度を創設する。→管理不全化した土地・建物の適切な管理が可能となる。

②共有制度の見直し

○共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備

・裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度を創設する。

・裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設する。→不明共有者がいても、共有物の利用・処分を円滑に進めることが可能になる。

③相隣関係規定の見直し

○ライフラインの設備設置権等の規律の整備

ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態にも対応できる仕組みも整備する。→ライフラインの引込みを円滑化し、土地の利用を促進する。

④相続制度の見直し

○長期間経過後の遺産分割の見直し

相続開始から10年を経過したときは、個別案件ごとに異なる具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みを創設する。→遺産分割長期未了状態の解消を促進する。

土地を手放すための制度の創設

・相続土地国庫帰属制度の創設 令和5年4月27日施行(発生予防)

相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

○相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。

○ただし、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の

要件を設定し、法務大臣が要件を審査する。→将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。

要件 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する以下のような土地に該当しないこと

ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、イ 土壤汚染や埋設物がある土地、ウ 崖がある土地、エ 権利関係に争いがある土地、オ 担保権等が設定されている土地、カ 通路など他人によって使用される土地 など
○ 審査手数料のほか、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を徴収する(地目、面積、周辺環境等の実情に応じて対応すべく、詳細は政令で規定)。(参考)現状の国有地の標準的な管理費用(10年分)は、粗放的な管理で足りる原野約20万円、市街地の宅地(200㎡)約80万円

手続イメージ

①承認申請 申請権者 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により土地を取得した者 ※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

②法務大臣(法務局)による要件審査・承認

- ・実施調査権限あり
- ・国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- ・運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保

③申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④国庫帰属

所有者不明土地関連法の周知広報に向けた取組について基本的な考え方

○ 所有者不明土地問題は、土地の適切な管理・利用を妨げ、国土の保全にも関わるものであり、将来への先送りは許されない

○ 所有者不明土地関連法は、相続登記の義務化及び相続土地国庫帰属制度等を内容とするなど、広く国民にも大きく影響するもの→新しい制度の円滑な実施には、その内容や意義について、広く国民の理解を得ることが必要であり、周知広報が極めて重要

関連する主要な附帯決議等

○ 衆議院・参議院の各法務委員会の附帯決議(所有者不明土地関連法案関係・令和3年3月～4月)

○ 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(R4.5.27関係閣僚会議決定)

・登記手続きの一部が簡略化 令和5年4月1日

資料5: 令和5年4月1日から施行される登記令関連資料
不動産登記令等の一部を改正する政令(政令第三一五号)(法務省)

一 不動産登記令の一部改正関係(第一条関係)

1 買い戻し特約登記の抹消する場合の申請方法と登記原因証明情報等

不動産登記法第六九条の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合には、登記原因を証する情報を提供することを要しないこととした。

2 解散した法人が担保権を抹消する場合の申請方法と登記原因証明情報等

不動産登記法第七〇条の二の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、被担保債権の弁済期を証する情報、共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報及び同法第七〇条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消の申請をすべき法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないこととした。

3 相続人に対する遺贈を原因とする所有権移転登記の申請方法等

不動産登記法第六三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)及び遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)によって所有権を取得したことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 関係政令の一部改正関係(第二条～第六条関係)

建設機械登記令、企業担保登記登録令、抵当証券法施行令、船舶登記令及び農業用動産抵当登記令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三 その他(附則第二条～第四条関係)

この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。

四 施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

3 これからの司法書士 ～未来に繋ぐ相続登記～

・相続登記に関するアンケート 現状の分析と把握

資料6: 相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査 調査結果の概要

令和4年9月 法務省民事局

抜粋

<新制度の認知度>

①相続登記の義務化を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約66%

③相続人申告登記を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約81%

④相続土地国庫帰属制度を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約84%

⑤相続登記の義務化、相続土地国庫帰属等の新制度を知った方法は「インターネット」55.2%「雑誌・新聞」26.8%「テレビ・ラジオ」23.%の順に多い。

<新制度への関心>

- ①不動産登記制度が変わることについて「大いに関心がある」「少しは関心がある」と答えた人は、約56%
- ②相続土地国庫帰属制度について「大いに関心がある」「少しは関心がある」と答えた人は、約44%

<手続へのアクセス方法>

- ①不動産登記の新制度に関する情報の入手方法について「インターネットを閲覧する」72.3%、「役所に聞く」市役所等の自治体38.8%、法務局29.3%「資格者に相談する」23.8%の順に多い
- ②今後、相続登記の手続をすることとなった場合の対応について「自ら手続を行う」41.0%、「資格者に相談する」40.0%との回答が多い

<遺産分割の実態>

- ①これまでに経験した相続の際、遺産分割を行った人は、約58%
- ②遺産分割の際、相続人だけで遺産分割を行った人は、約74%専門家が加わった合意は、約22%

・相続登記を促進するために

・不動産登記制度と司法書士の活用 いまから準備できること

さいごに

司法書士はこのような使命をもって仕事をする。権利の擁護に変わった。何もないところで権利の侵害があったところで我々の出番となる。登記は対抗要件、保護、そして登記の真実性を確保する。その他に簡易裁判所の代理権を取得した。法律家として、司法書士法第3条 同規則第31条があり、成年後見、財産承継、信託業務支援、今後さらに審判申立権を取得することになると家事案件の相談業務ができるようになる。

司法書士を取り巻く環境の変化から今般の法改正を段階的に分かり易くご講義いただきました。司法書士の使命を自覚し責務を果たすよう励ましを与えていただき、司法書士制度150周年記念となる大変有意義な研修会でした。



2022年8月3日の司法書士の日に東京ホテルニューオータニで司法書士制度150周年記念式典が行われました。当初全国司法書士女性会からは会長と副会長の宮原さんと私がこの記念式典に参加の予定でしたが、残念なことに鶴川会長は体調不良のため欠席となりました。

この日東京は35度を超える猛暑日で、私は四ツ谷の駅から上智大学のキャンパスの横を通り、ホテルニューオータニまで歩いたのですが、北国育ちの私は汗が滝のように流れ、わずかな時間の間にすっかり日焼けしてしまいました。

今回の記念式典はコロナ禍での開催となり、全国から司法書士会の会長等が大勢出席し、第2部では飲食も伴うということで、参加者全員に抗原検査が義務づけられました。第2部の懇親会の会場では当日欠席をした方がいたのでしょうか、空席もあったので、やはり検査の結果慎重な対応をされた方もいらっしまったようです。

さていよいよ記念式典の第1部が始まりました。オープニングに「司法書士の歩み」の動画が放映されました。この動画では司法書士の歴史が放映されました。第1部はネットを通じて全国に配信されたので、ご覧になった方も多いかと思います。

私の実家は四代続く司法書士の家系で、明治16年生まれの祖父の事務所は裁判所内にあったと聞いています。札幌の土地家屋調査士会の初代会長も勤め、当時測量は歩数で行っていたそうで、小柄な祖父では土地の面積が標準よりせまかったのではないかと想像してしまいます。昭和8年生まれの父の時代は、いわゆる認可制度の時代で、合格してから3年以内の開業が義務づけられていました。私は司法書士の試験に昭和59年に合格したのですが、補助者を含めて8年ほど仕事をした後、札幌から秋田に引越をし、地縁血縁のない土地での司法書士の開業は無理と思い、15年ほど専業主婦として生活しました。認可の時代だったら私が再び司法書士の仕事をすることはなかったと思います。その様なことを思い出しながら、天国にいる祖父も父もこの式典を見守ってくれていると思うとこの「司法書士の歩み」の動画を見た時は涙が出てきました。

主催者を代表して日本司法書士会連合会の小澤会長からの挨拶の後、当初の予定では岸田内閣総理大臣が挨拶する予定になっていましたが、あいにく臨時国会の開催初日とぶつかってしまい、来場していただくことはできず祝電が披露されました。最高裁判所長官の代理に小野寺様の祝辞、古川法務大臣の祝辞、そして司法書士制度推進議員連盟の河村会長の代理で木原議員の祝辞が続きました。その後早稲田大学大学院法務研究科の山野目章夫教授が「司法書士制度の150年を顧みる」との題で基調講演が行われました。宮原副会長と私は最前列に座り熱心に山野目先生の講演に耳

を傾けました。

私が再び司法書士の登録をしたのは平成15年でちょうど司法書士に簡裁代理が付与された時でした。2回目の登録の時につくばで新人研修が行われ、山野目先生の講義を受けたことをなつかしく思い出しました。式典の前に山野目先生にご挨拶をする機会に恵まれ、後見制度について少しお話をしました。「民法改正やりますよ。」と力強いお言葉をいただきました。現在成年後見制度については必要な時だけの成年後見制度ということが議論されており、私の考えているスポット後見人なるものが、もしかしたらそう遠くない将来に実現するかもしれないと勇気ができました。

また私は日司連の後見対策部の未成年後見WTの部委員でもあるので、未成年後見制度についてもいろいろ課題があると山野目先生にお話しました。民法では成年後見と未成年後見が同じ条文で規定されているものが多いが、成年後見のついでに未成年後見も論ずるというものでは決してなく、未成年後見制度については、それはそれで独立して議論していかなければならないと山野目先生はおっしゃっていました。私もそれはそのとおりだと強く思いました。

配られた山野目先生の基調講演のレジュメには司法書士制度の150年を顧みる

(1)司法書士法第1条を読む (2)不動産登記の業務を顧みる (3)不動産登記の業務を展望する (4)商業登記・法人登記の業務を顧みる (5)商業登記・法人登記の業務を展望する (6)成年後見の業務を顧みる (7)成年後見の業務を展望する (8)裁判事務を顧みる (9)裁判事務を展望する (10)これまでの150年、これからの150年と10の項目が書かれてありそれぞれクイズがありほとんど3択で答える形になっていました。

不動産登記の業務を顧みるでは明治期の登記茶屋で酒食が提供されていたことや、渋沢栄一の功績が語られました。不動産登記業務の展望のお話として、相続における司法書士の中立型調整業務への期待が語られました。商業登記・法人登記に関しては約240種類もの法人があるとのお話が印象に残りました。また現在の相続制度に存在し、かつ、戦前の相続制度に存在しなかった概念として遺留分侵害額請求権のお話をされました。ユーモアを交えながら、司法書士制度のこれからの150年も応援していただいているような有意義な講演でした。

基調講演の後は日本司法書士史(平成前記編)の完成出版の発表が行われ、私はちょうど司法書士を休んでいた間の歴史をよく理解できるので、さっそく購入しました。ご興味のある方はぜひ手に取ってみてください。

また2022年6月23日・24日開催の日本司法書士会連合

会第87回定時総会で承認された、あらたなる司法書士行為規範の発表が厳かに行われ、第1部が終了となりました。

第2部は会場を移して行われ、招待客も増えました。入り口には司法書士制度150周年を祝う氷の彫刻が飾られていました。当日のメインメニューはオマールエビのハーブソースと牛フェレ肉のパイ包み焼きでした。今日の懇親会は原則お酌は禁止。そうは言っても歴代の日本司法書士会連合会の会長や各会の会長を初め、各界の有名な先生たちが参集し、また実に3年ぶりにお会いする方々が大勢いるので、ずっと席にいるのは難しいものでした。

和歌山訴訟を担当していただいた大阪の木村達也弁護士にも本当に久しぶりに再会しました。そして歴代の司法書士会連合会の会長面々。リーガルサポートの歴代の理事長にもお会いしました。

第2部も小澤日本司法書士会連合会の会長が主催者を代表して挨拶をされ、その後上川陽子元法務大臣と公明党司法書士制度推進議員懇話会の大口会長からのビデオメッセージが流れました。日本弁護士会の副会長、日本司法支援センターの理事長、日本公証人連合会の会長、日本土地家屋調査士会連合会の会長の挨拶が続きました。

そして祝杯は相続登記促進親善大使で女優の高橋恵子さんでした。

その後3名の司法書士より社会貢献活動の紹介があり、また司法書士制度150周年の記念広報活動の報告が3名の司法書士よりなされました。みんなで歌った司法書士倫理の歌の動画も放映されました。

今回のこの集いの一番のメインは言うまでもなく女優の高橋恵子さんが出席されることです。地方に住む者にとっては、なかなか直に女優さんにお会いする機会はないので、こっそり近くまで行って拝見しました。白いロングドレスに身を包んだ高橋恵子さんは私より年上ですが、本当にきれいでした。今は司法書士会連合会の相続登記促進親善大使を担っています。その女優の高橋恵子さんと小澤連合会会長のトークセッションが第2部の最後を飾り、日司連の顧問の寺田逸郎氏の中締めで終了しました。

最後にこの司法書士制度150周年の年に司法書士であること、そしてこのコロナ禍のきびしい状況の中で無事に記念式典に参加できたことを誇りに思います。

それと同時に次の150年を担う若い司法書士の方々の多様な能力等を目の当たりにして、心強く思った1日でもありました。



相続登記が義務化され、施行日が決まった。私は調停委員を6年間続けているが、最近遺産分割の調停事件が増えたような気がしている。また相続人の中に、高齢の方や精神疾患の方がいて、調停が予定通り進まないケースも増えている。代理人弁護士は申立人に対して後見人が必要と言っているが、本人は自分には後見人は必要ではないと申し出て、調停の期日が1年以上指定されていないケースもある。相続人の中の一人が行方不明で不在者の財産管理人を申し立てたところ、施設にいたことがわかり、後見開始の申し立てがされて、半年ぶりに調停が再開したケースも報告されている。遺産分割調停の当事者に後見が必要かどうか迷うケースもある。家庭裁判所には医師がいて、その医師に同席していただいて、意見を聞く経験も2度ほどした。その日は後見が必要ないと判断されても、調停が長びくと、その間に後見が必要とされる人も出てくる。実に4人もの当事者に後見が必要とされ、2年以上続いた遺産分割調停が先日取り下げとなった。遺産分割調停は最終的に審判になるので、必ず解決しますと相談者にはお伝えしているが、取り下げとなった場合、相続登記の義務化の過料との関係で困ったことにならないのか心配している。代理人弁護士の中には後見ではなく特別代理人を選任して手続きを進めたいという方もいる。地域によってはそれで手続きが進んだという話も聞いたことがあるが、秋田家裁で私が担当した調停の中にはそういうケースはまだない。

さて韓国には特定後見という制度があると聞いた。くわしい制度の内容はわからないが、日本でもある特定の法律行為のみの後見制度ができないか考えてみた。

後見制度の利用促進が進まない理由のひとつに、一度後見が開始すると本人の能力が回復しない限り、一生続くものであり、親族が必ず後見人になれるとは限らず、また専門職が選任されると報酬の問題が発生する。後見人を必要としている人が、必ず財産があるとは限らない。

例えば抵当権の抹消登記。この履行のみのスポット後見人の選任は考えられないだろうか。今後施行される相続登記の申告の登記。この申請のためだけの後見人の選任は考えられないだろうか。

私の所属する秋田県司法書士会で2021年度に会員に対し、家族等の反対で依頼者に後見の開始ができず、登記等ができなかった案件がなかったかアンケート調査を行った。登記の依頼全般という回答もあったが、その中で多かったのは、売買登記と遺産分割であった。個人的には売買の場合はやはり後見開始が必須であると思うが、遺産分割協議に対し、このスポット後見人の利用ができないだろうかと考察してみた。イメージとしては未成年者の場合や訴訟の場合の特別代理人制度である。未成年者の特別代理人は利益相反を想定して申し立てられるが、例えば未成年者が遺産分割の結

果財産を取得したようなケースでは、その後の管理は親権者が行う。これをスポット後見人に適用すると、仮に不動産なり代償金を取得した場合その管理を誰がするのかという問題が生ずる。そこでこの遺産分割協議の場合原則取得は代償金に限り、その金銭は供託して、その後、後見が開始した場合は後見人が、相続が発生した場合は相続人が供託金を取り戻すという考え方はできないであろうか。ただしこの場合相続財産が本人が居住している自宅のみの場合、このスポット後見人での処理は難しいように思う。訴訟の場合の特別代理人は緊急性を必要とされているが、今後相続登記が義務化されると相続登記の申請に期限が付されることになるので、遺産分割調停にもある程度緊急性ありと判断されるケースが出てくるかもしれない。

できれば後見制度の利用促進のなかにこのスポット後見人の利用も含めて検討し、必要な時にだけ使えるような柔軟な後見制度について思案する今日この頃である。



私が司法書士を開業したきっかけは、ある日、大好きな父の余命があと数か月しかないという突然聞かされたことでした。「何とか父に事務所を持った姿を見せたい」。それだけの思いで、資金も無い、顧客も無い私が、平成9年4月1日に事務所を開業したのです。

当時、まだ50代で病名を知らなかった父に、私たち家族は財産のことも、父の想いも、何も聞くことができませんでした。あっけなく旅立った父を見送った後、残された母と私と妹は、「通帳はどこにあるの」、「保険は入っているの」等と家探しをするような日々を過ごしました。幸い、トラブルに巻き込まれることはありませんでしたが、父が私に何のメッセージを遺したかったのか未だにわかりません。今でもそれが悔やまれてなりません。「私と同様に辛い思いや悲しい思いをする方を一人でも減らしたい」という思いで、私は、各地で相続対策のお話をしております。

講演やセミナーは、私の想いに共感して下さる企業様や自治体からのお招きが主で、多くは週末に集中します。コロナ禍前は、年間70回ほど行っていましたので、ほぼ毎週どこかで、セミナー登壇していることになります。現在は、ウェブセミナーや、リアルとウェブを組み合わせた、いわゆる、ハイブリット形式のセミナーも増えてきました。セミナーの内容は、「相続の備え」や「資産凍結の備え」が中心です。日々の相談業務でも、「すでに認知症になってしまったけれど不動産を売りたい」、「相続トラブルに巻き込まれてしまった」等という、いわゆる手遅れのご相談が後を絶ちません。この段階に至ってご相談に来られても、私たちのできることは限られています。でも、例えば、「認知症になるかもしれない」という段階なら、任意後見や民事信託という対策をご提案することができます。このような備えについて、日々セミナーでお伝えしているのです。また、最近はいよいよ来年に迫った「相続登記の義務化」での講演依頼も増えてきました。やはり、「相続登記を放置すると過料が課される」というインパクトは強く、セミナー主催をご希望される方は多いです。また、海外からの帰国者の方に向けたセミナーとして、ニューヨークでも過去6回お話をしております。講演やセミナーは、直接目の前でお客様の反応を感じ

ることができ、更に、個別のご相談をお受けすることができ、ます。司法書士として、遣り甲斐を感じる業務のひとつです。

父の想いを聴くことができなかったという教訓から、私は、「エンディングノート」を出版しました。「エンディング」という言葉はストレートに死を連想させ、響きも悲しげであるので、「リレーションノート」と名付け商法登録も済ませております。その後、保険会社様発売のエンディングノート監修や、リニューアルしたノートも発売。また、税理士と共同監修の「わかりやすい相続税・贈与税と相続対策(成美堂出版)」は、ありがたいことに21年もの間ロングセラーとしてご愛顧いただいております。現在、相続周りを中心とした書籍を14冊発表しております。やはり根幹にあるのは、「相続で悲しい思いをする人、困る人をひとりでも減らしたい」ということです。

司法書士として、日々の相談業務、不動産取引業務、経営業務に加えての講演活動や執筆活動は体力的にもかなり大変ではあります。ただ、超高齢社会に突入したこの国で、相続問題を放置することはできないという、一種の焦燥感に駆られているのもまた事実です。

相続のご相談では、男女の寿命差から、ご相談者は女性の割合が高くなります。その際、担当として話をうかがうと「女性でよかった」と言われることが多いです。開業当初、私が不動産取引に立ち会くと、不動産会社社長に「女の子で大丈夫か?」とよく言われました。金融機関の担当者にも「先生は他にいないのですか」等とも言われました。それが最近では、「あなたでよかった」と言われるようになりました。時の流れを感じます。

日々の相談業務も、相続のセミナーも、書籍の出版も、司法書士という資格があるからこそ信頼してお任せいただいております。だからこそ、この資格を大切に、精進しなければと考えております。新しい世代の皆様は、YouTubeやSNSで情報を発信する方もおられます。司法書士としての可能性は、自分たちで限定しない限りはまだまだ広がります。これからも、皆様と共に研鑽を重ね頑張って参ります。



第25回 各士業女性合同研修会

(主催:大阪弁護士会・日本公認会計士協会近畿会女性会計士専門委員会・全国司法書士女性会・大阪府社会保険労務士会・日本弁理士会関西会・女性法律家協会大阪支部・全国女性税理士連盟)

Femtech Community Japan代表理事の皆川朋子氏をお迎えしご講演いただきます。女性特有の健康管理や生殖をサポートする技術、研究やビジネスに性差の視点を加えて多くの人のウェルビーイング達成を目指す取り組み等を確認し、女性のリーダーシップや参加についても検証します。

【研修会】令和5年9月30日(土) 13:30～16:30 (開場13:00)

テーマ:『フェムテック・Gendered Innovations』～ 性差を知ること社会が豊かに

第1部:基調講演 13:30 ～ 15:00

講師 / 皆川朋子 氏(一般社団法人 Femtech Community Japan代表理事)

第2部:ディスカッション 15:10 ～ 16:30

コーディネーター / 弁理士 川上桂子 氏

パネリスト / 弁護士 角川博美 氏、その他、弁理士・社労士・会計士・税理士・司法書士から各1名登壇し情報提供や意見交換をします。

会 場:大阪弁護士会館(大阪市北区西天満1-12-5)

zoomのウェビナー併用(参加者の声や映像は非表示)で開催します。Web聴講でお申込みの方には、後日ご参加方法をお知らせいたします。

【懇親会】同日 17:00 ～ 19:00 (参加費5,000円)

会 場:中之島公会堂 AWAKE (大阪市北区中之島1-1-27-B1F)

全国司法書士女性の集い研修会

開催日:令和5年10月21日(土) 13:00～15:00

テーマ:司法書士と経済・経営

講 師:寺本 俊孝氏

(司法書士、株式会社ラウンドワン取締役)

会 場:京都経済センター

(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

成年後見研修会

開催日:令和5年12月2日(土) 13:00～15:00

テーマ:成年後見座談会

※具体的な事例について座談会形式でおこないます

講 師:司法書士 高松 尚子氏

聴 講:Web(zoom)

※お申込みいただいた方にリンクをお知らせします

全国司法書士女性会は、男女共同参画、司法書士制度の発展を目指し多くの皆様と出会い様々な活動を行っております。

皆様のご参加をお待ちしております。

ご希望の研修会に○をつけ、下記ご記入の上、全国司法書士女性会(takatsuki@office-ukawa.jp)宛に送信ください。

第25回 各士業女性合同研修会

締切期限:9月5日(火)まで

【研修会】 参加する ☐ 会場 ☐ or ☐ zoom ☐ 【懇親会】 ☐ 参加 ☐ or ☐ 不参加 ☐

全国司法書士女性の集い研修会

締切期限:10月13日(金)まで

☐ 参加する ☐

成年後見研修会

締切期限:11月24日(金)まで

☐ 参加する ☐

お名前 :

所属会 :

電話番号 :

メールアドレス :

成年後見の具体的事例: